

大阪港臨港地区および臨港地区分区の変更（案）

～説明資料～

大阪港港湾管理者

大阪市

1. 臨港地区、分区について

【臨港地区とは】

都市計画法に定める地域地区の一つで、港湾の管理運営を円滑に行うため指定するものであり、港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図ることを目的として定めている。

【分区の指定】

臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる構築物が無秩序に混在することを防ぐため、港湾法に基づき、分区を指定している。

大阪港で指定している分区

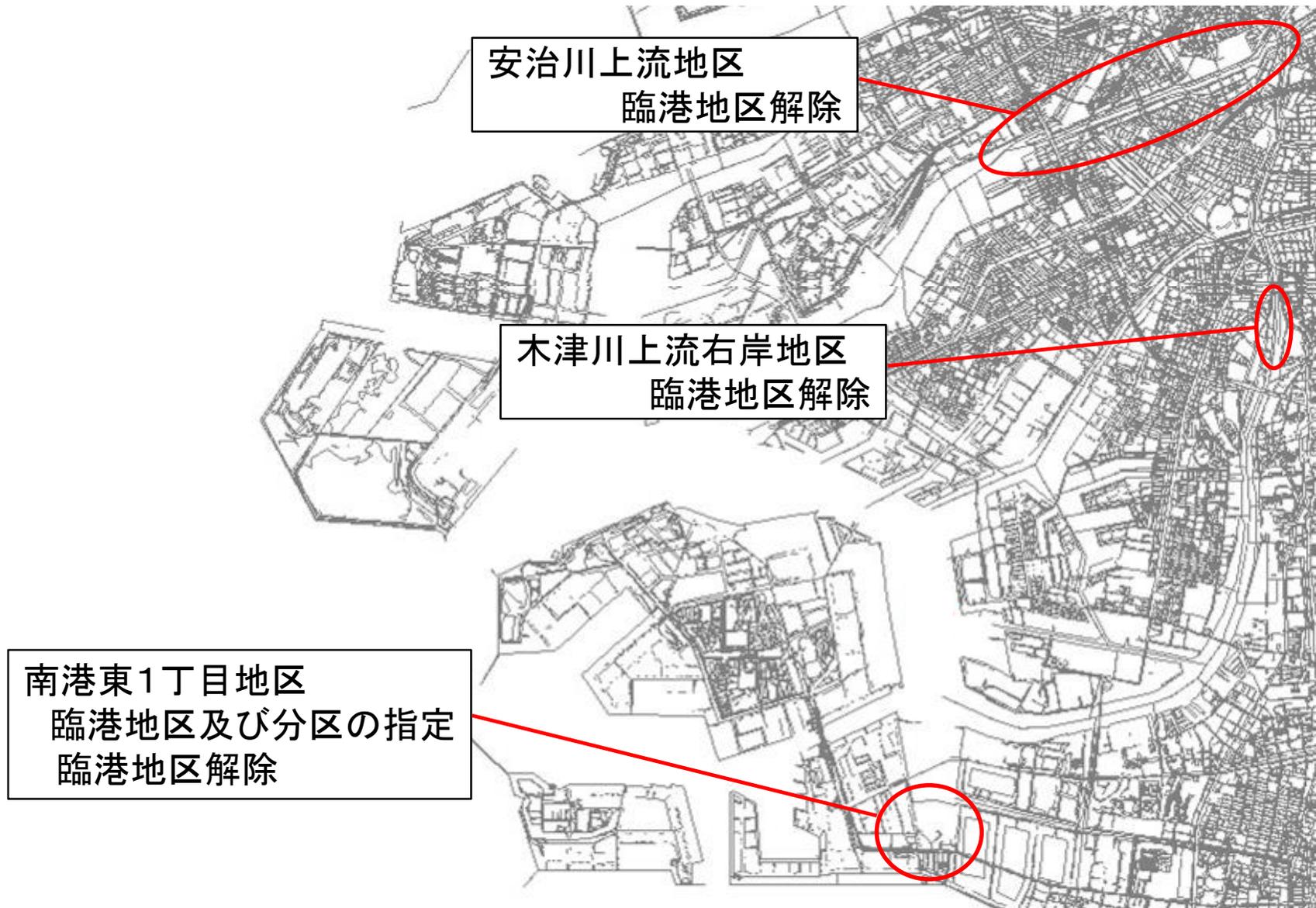
- <商港区> 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- <特殊物資港区> 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資と取り扱わせることを目的とする区域
- <工業港区> 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- <保安港区> 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- <マリーナ港区> スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- <修景厚生港区> その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

【建築物等の規制】

分区内では、建設する建築物等の用途については、建築基準法の規定を適用せず、港湾法及び「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」の規定が適用されることとなり、本条例別表の分区毎に定める用途以外の建築物等は、原則建設できない。

(条例等参考URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html>)

2. 変更位置図



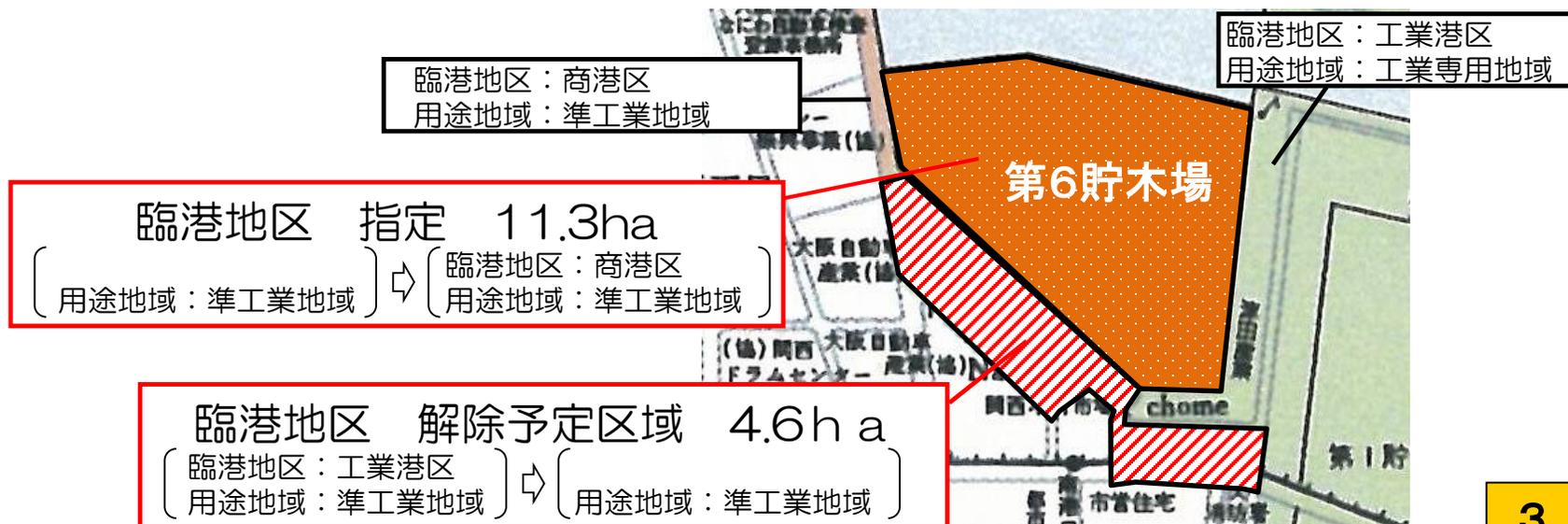
3-1. 諮問事項 南港東1丁目地区（臨港地区及び臨港地区分区の指定・解除）

住之江区南港東1丁目（第6貯木場）については、大阪港で取り扱う輸入木材の保管場所や物流用地の確保のため、平成8年より埋立工事を行い、平成29年3月に埋立竣工し、同年6月に住之江区南港東1丁目に編入された。

当該地は、港湾計画において港湾関連用地に指定されており、港湾における物流や産業などのための用地を確保するとともに、港湾区域を地先水面とする当該地を港湾と一体的に管理運営するため、臨港地区に指定する。

また、港湾計画や都市計画の用途地域（既に準工業地域の都市計画決定済）との整合を図るとともに、木材の保管場所や物流用地を確保とする土地造成の目的を果たすため、併せて商港区への分区指定を行う。

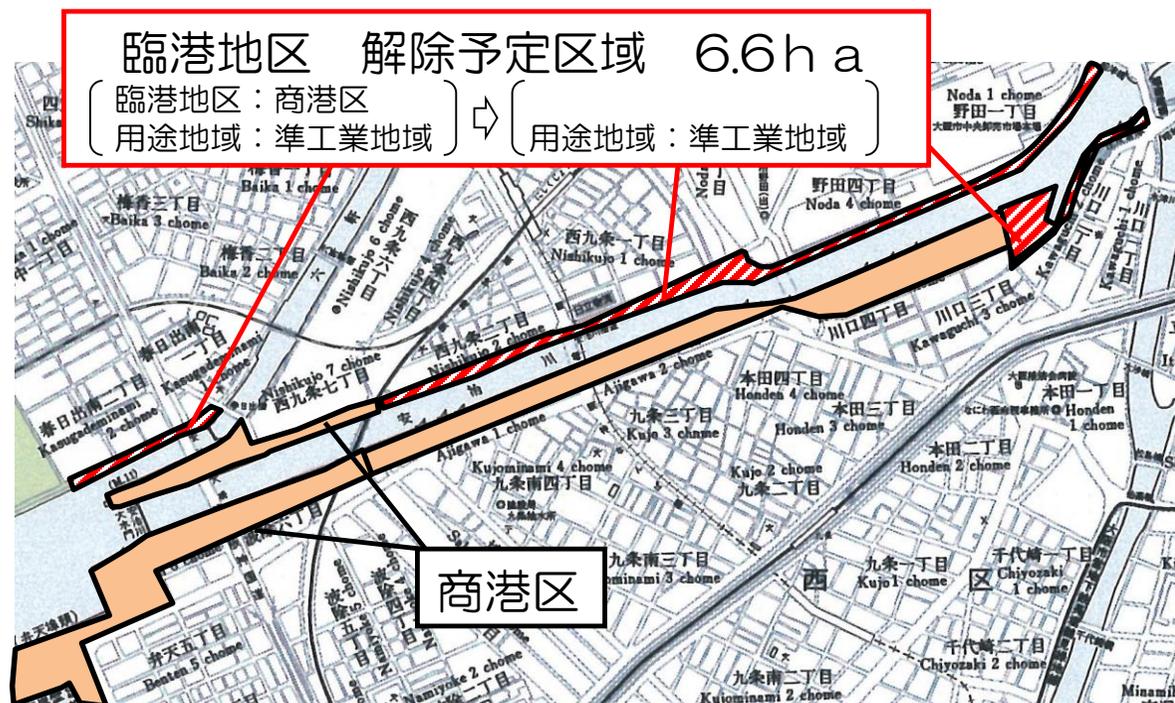
第6貯木場南西部の区域については、第6貯木場の埋立竣工に伴い水際線の利用が無くなっているとともに、都市的な利用が進んでおり、今後も港湾活動の見込みがないため、臨港地区を解除する。



3-2. 諮問事項 安治川上流地区（臨港地区の解除）

安治川上流沿いの区域については、船舶の大型化等による港湾機能の河川沿いから埋立地へのシフトに伴い、港湾活動が低下したことから、平成18年改訂の港湾計画において、土地利用計画を都市機能用地としている。

このうち、港湾活動が見られず都市的な利用が進んでおり、今後も港湾活動の見込みがなく、臨港地区を解除してもまちづくり上の課題が生じる可能性の少ない区域について、臨港地区を解除する。



3-3. 諮問事項 木津川上流右岸地区（臨港地区の解除）

木津川上流沿いの区域については、船舶の大型化等による港湾機能の河川沿いから埋立地へのシフトに伴い、港湾活動が低下したことから、平成18年改訂の港湾計画において、土地利用計画を都市機能用地としている。

このうち、港湾活動が見られず都市的な利用が進んでおり、今後も港湾活動の見込みがなく、臨港地区を解除してもまちづくり上の課題が生じる可能性の少ない区域について、臨港地区を解除する。

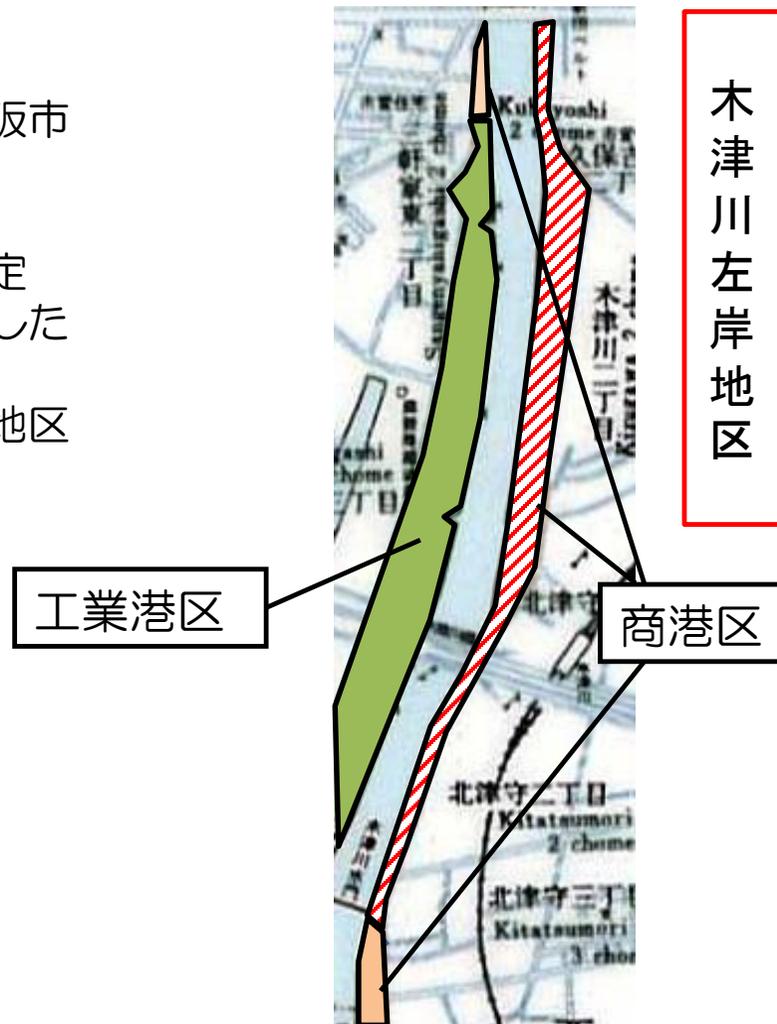


【報告事項】 木津川左岸地区

木津川左岸地区については、平成21年の大阪市港湾審議会において臨港地区解除の案を諮問し、
適当との答申を受けている。

この答申を受け、臨港地区解除の都市計画決定
手続きを進めていたが、関係者等との調整を要した
ため、都市計画審議会に諮問されなかった。

今後、関係者等との調整をしたうえで、臨港地区
解除の案を都市計画審議会に諮問する。



4. 大阪港臨港地区及び臨港地区分区の変更

【臨港地区及び臨港地区分区の変更案】

	面積 (ha)		
	現行臨港地区	変更後	増減
商港区	845.4	849.6	4.2
工業港区	820.8	816.2	△4.6
特殊物資港区	79.2	79.2	—
保安港区	5.2	5.2	—
修景厚生港区	156.9	156.9	—
マリーナ港区	10.9	10.9	—
無指定	60.7	60.7	—
計	1,979.1	1978.7	△0.4

※面積については、すべての案件が変更となった場合を想定しています。